

## 平成31年度の主な組織改正について

### I 平成31年度組織改正の考え方

平成31年度の組織改正については、川崎市総合計画に掲げる「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けて、川崎らしい地域包括ケアシステム構築の更なる推進、危機管理体制の充実・強化や子どもを安心して育てることができる環境づくり、横浜市高速鉄道3号線延伸に向けた取組や東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向けた取組といった、活力と魅力あふれる都市づくりなどを推進していくため、全庁的な事業見直し・業務改善と働き方・仕事の進め方改革の取組みとあわせて、組織の最適化を図るとともに、効率的・効果的な執行体制を整備します。

### II 主な組織整備

#### 1 「川崎市総合計画」に掲げる政策・施策の着実な推進

##### (1) 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

- ① 川崎らしい地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域における更なる取組の周知とあわせて、関係機関との連携強化を図るため、現行の保健福祉センターを**地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）**に改称します。併せて、現行の地域ケア推進担当、地域支援担当を**地域ケア推進課、地域支援課**として設置します。（改正図1）
- ② 医療の高度化・多様化への対応と、地域包括ケアシステムの担い手としての質の高い看護師の養成に向けて、市立看護短期大学の4年制大学化の取組を推進するため、市立看護短期大学事務局に**看護大学設置準備担当**を設置します。（改正図2）
- ③ 昨年改正された災害救助法に基づき、本年4月からの救助実施市の指定を目指すなかで、国・県等とのさらなる連携体制の強化と、発災時において円滑かつ迅速に救助を行うための体制を確保するため、総務企画局危機管理室に**計画調整担当**を設置します。（改正図3）

## (2) 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

- ① 児童相談所が担う児童虐待の未然防止や要保護児童の一時保護、里親委託、児童養護施設等への入所措置など、子どもへの専門的な支援の充実を図るため、こども未来局こども家庭センターに**心理・相談支援担当**を設置するとともに、親権停止等の法的措置の対応力の強化を図るため、**法的措置等支援担当**を設置します。(改正図4)
- ② 子どもの多様な体験や活動の場である「こども文化センター」と、全ての就学児童が放課後に安全・安心に過ごせる居場所づくりである「わくわくプラザ」について、老朽化に伴う改修等を円滑に実施するため、こども未来局青少年支援室に**施設整備・企画担当**を設置します。(改正図5)

## (3) 市民生活を豊かにする環境づくり

- ① 堤根処理センターの建替・解体に向けて、家庭系ごみの収集・運搬業務の効率的・効果的な執行体制を構築するため、併設する環境局生活環境部川崎生活環境事業所を廃止し、現行の5生活環境事業所を**4生活環境事業所**に再編します。(改正図6)

～平成30年度	平成31年度～
南部生活環境事業所（川崎区塩浜 4-11-9） 所管区域：川崎区の一部	<u>川崎</u> 生活環境事業所（川崎区塩浜 4-11-9） 所管区域： <u>川崎区</u> 《事業所の名称と所管区域の変更》
川崎生活環境事業所（川崎区堤根 52） 所管区域：川崎区の一部・幸区	《事業所の廃止》
中原生活環境事業所（中原区中丸子 155-1） 所管区域：中原区	中原生活環境事業所（中原区中丸子 155-1） 所管区域： <u>幸区</u> ・中原区 《所管区域の変更》
宮前生活環境事業所（宮前区宮崎 172） 所管区域：高津区・宮前区	宮前生活環境事業所（宮前区宮崎 172） 所管区域：高津区・宮前区
多摩生活環境事業所（多摩区枳形 1-14-1） 所管区域：多摩区・麻生区	多摩生活環境事業所（多摩区枳形 1-14-1） 所管区域：多摩区・麻生区

#### (4) 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

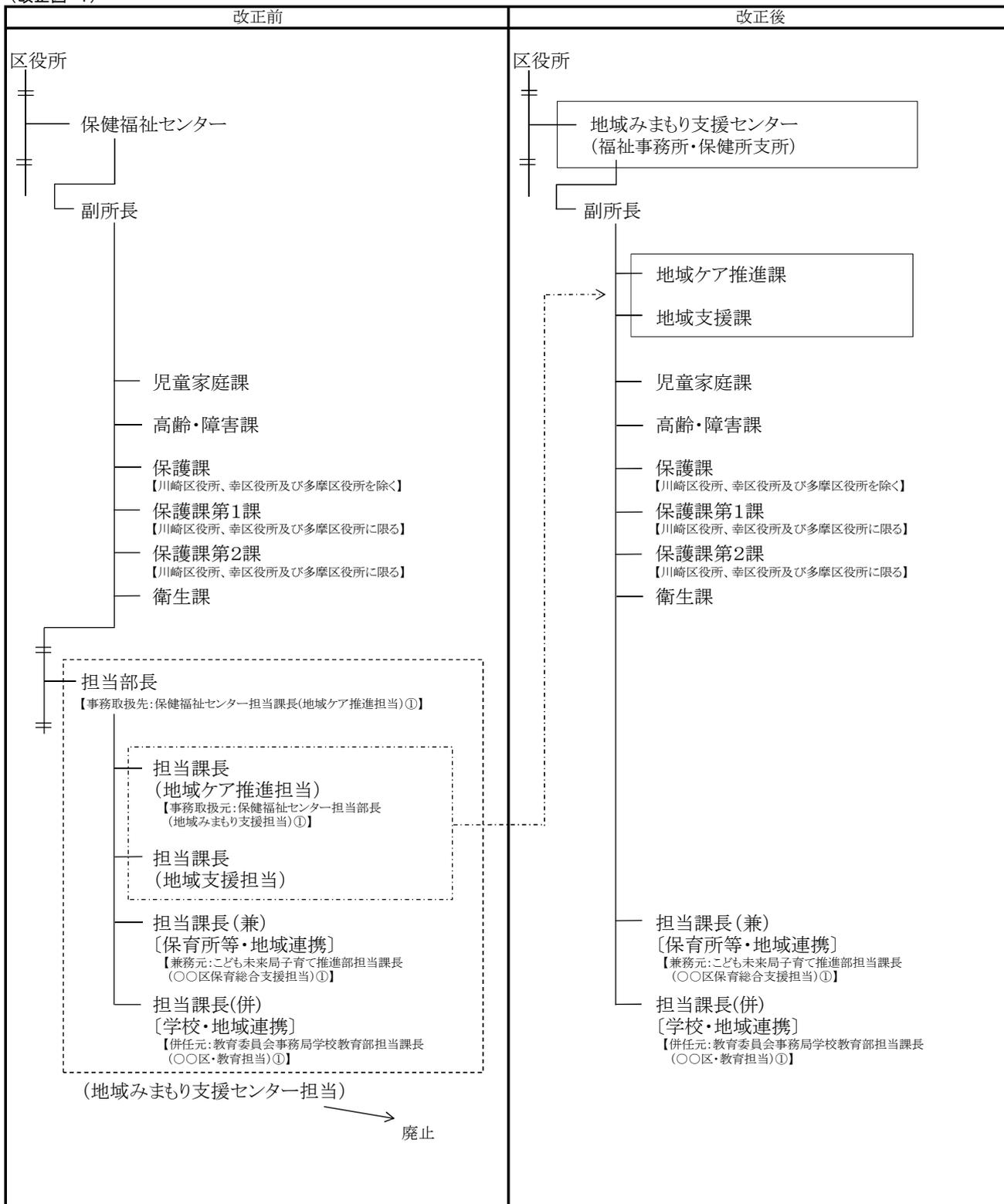
- ① 都市の骨格を形成する鉄道ネットワークの強化と本市北部地域のアクセス性向上に資する横浜市高速鉄道3号線延伸に向けて、更なる調査・検討及び横浜市をはじめとした関係者との協議・調整を円滑に行うため、まちづくり局交通政策室に**高速鉄道3号線延伸計画推進担当**を設置します。  
(改正図7)
- ② 「かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン」に掲げるレガシー形成や、英国チームによる事前キャンプを契機としたエンゲージメント事業など、市民との協働・連携事業を一元的かつ効果的に推進するため、市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室に**エンゲージメント担当**を設置します。(改正図8)
- ③ 大幅な規制緩和を伴う卸売市場法の改正に的確に対応し、市民の豊かな食生活を支える卸売市場の公共的な機能の継続的な発揮と効率的な管理運営に向けて、経済労働局中央卸売市場北部市場に**市場経営企画担当**を設置します。(改正図9)

#### 2 「川崎市総合計画」の推進体制を下支えする職場づくり

- ① 川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラム【平成30(2018)年度】に基づき、人事・給与・旅費等の総務事務の一部について集約化を行い、職員が携わる業務を定型的・反復的なものから専門性の高いものに移行させるため、総務企画局人事部に**総務事務センター**を設置します。(改正図10)
- ② 平成30年度末策定予定の川崎市情報システム全体最適化方針に基づき、本市の情報システムの効率的な整備と安定的な運用を行うため、総務企画局情報管理部ICT推進課に**システム開発・運用支援担当**を設置します。  
(改正図11)

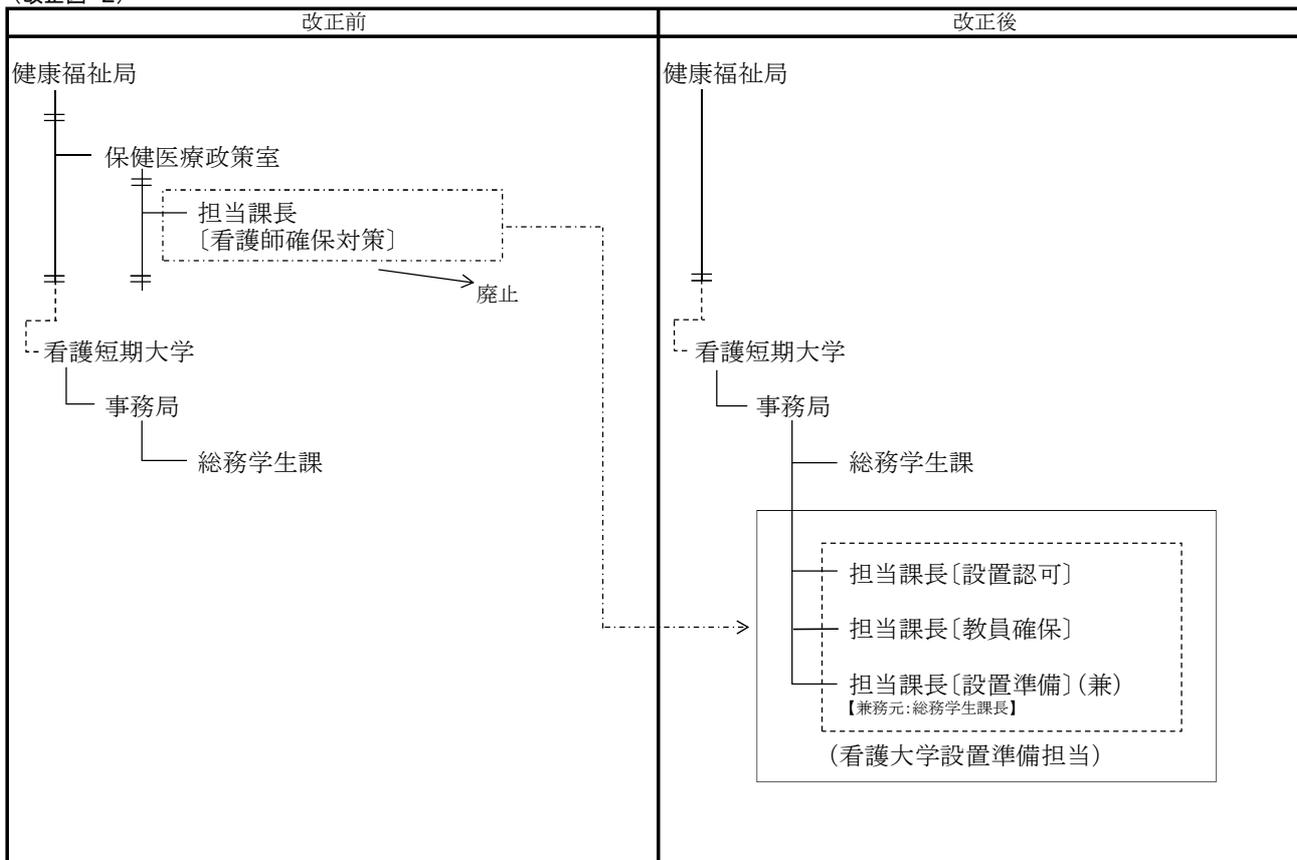
平成31年度の主な組織改正図

(改正図 1)

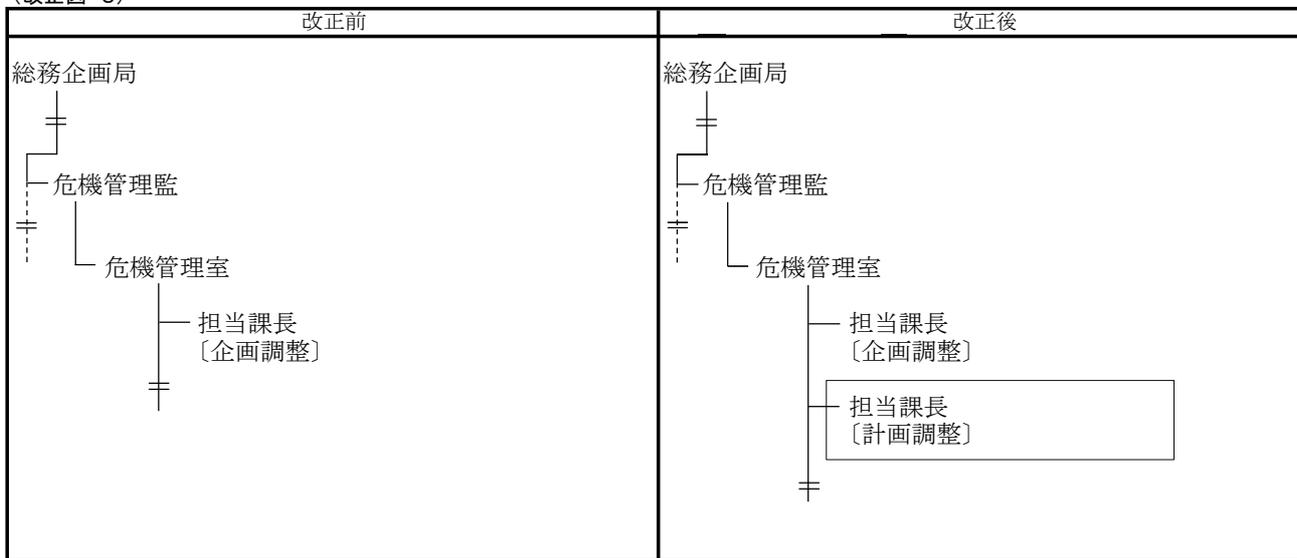


平成31年度の主な組織改正図

(改正図 2)

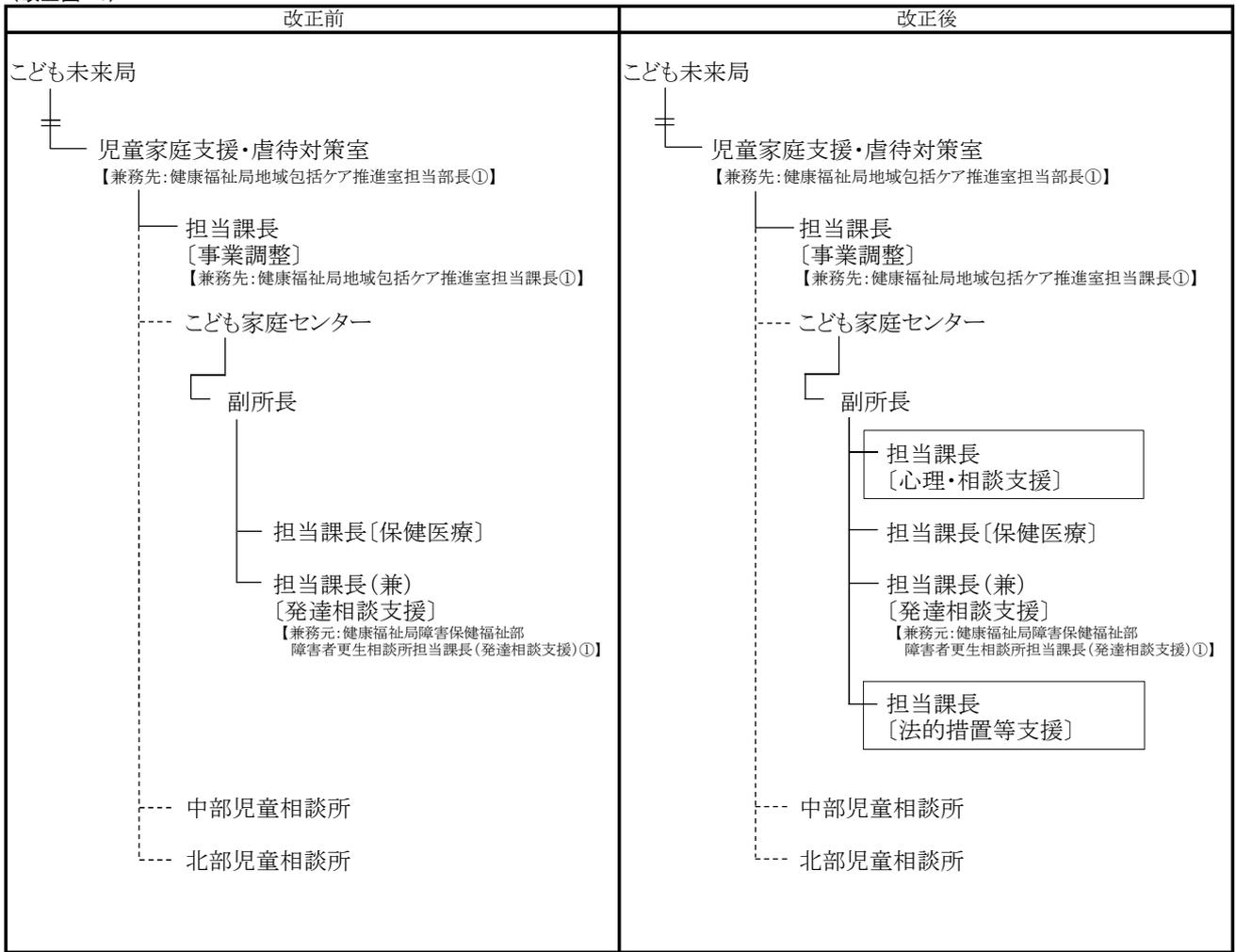


(改正図 3)

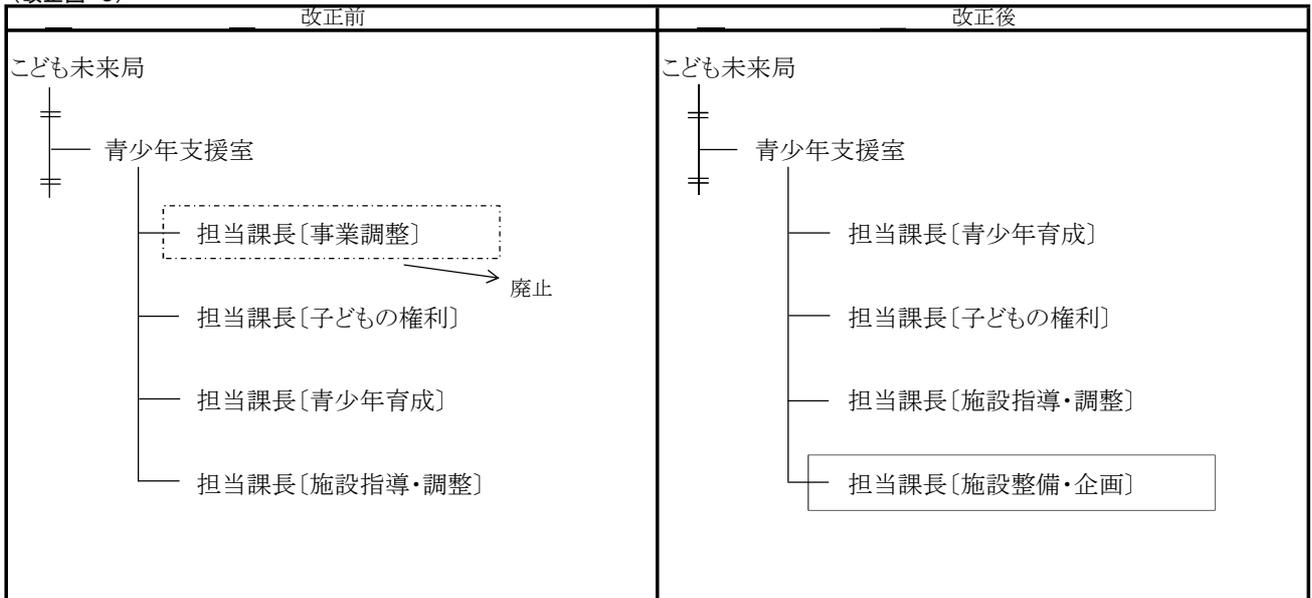


平成31年度の主な組織改正図

(改正図 4)

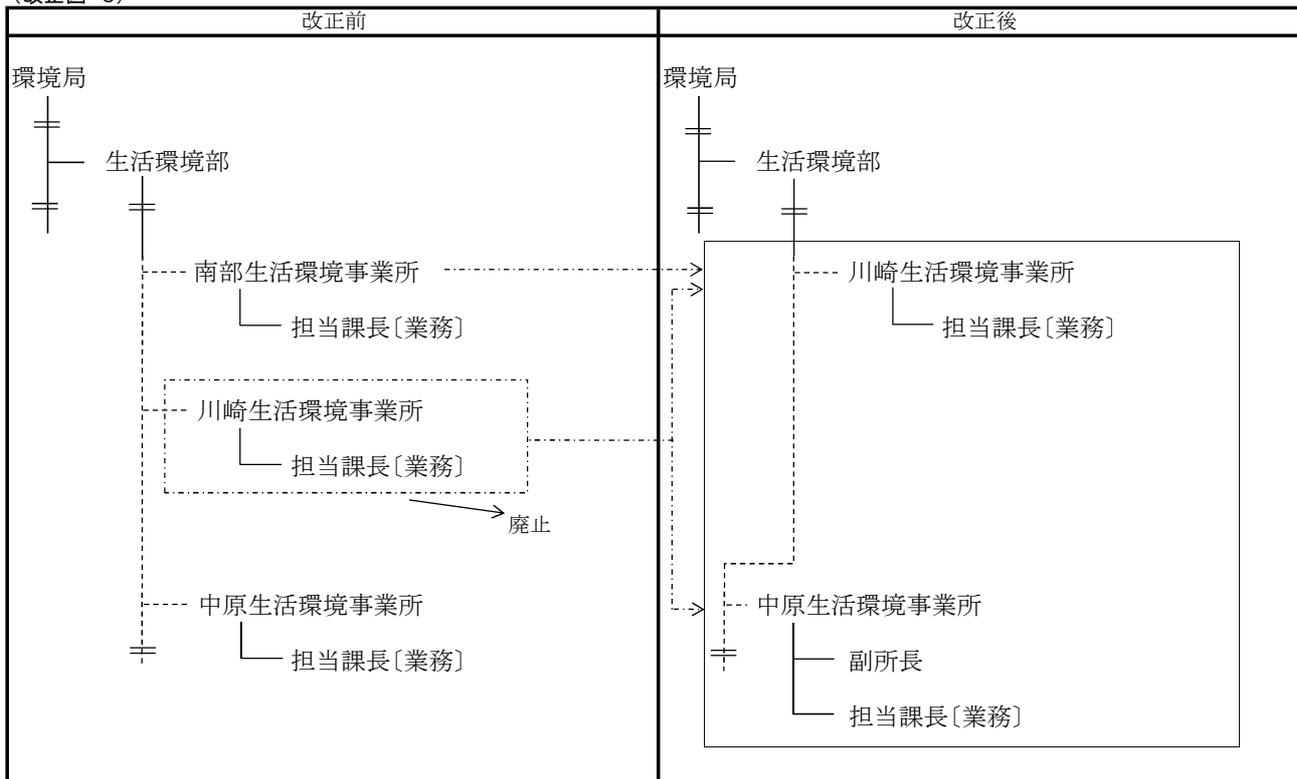


(改正図 5)

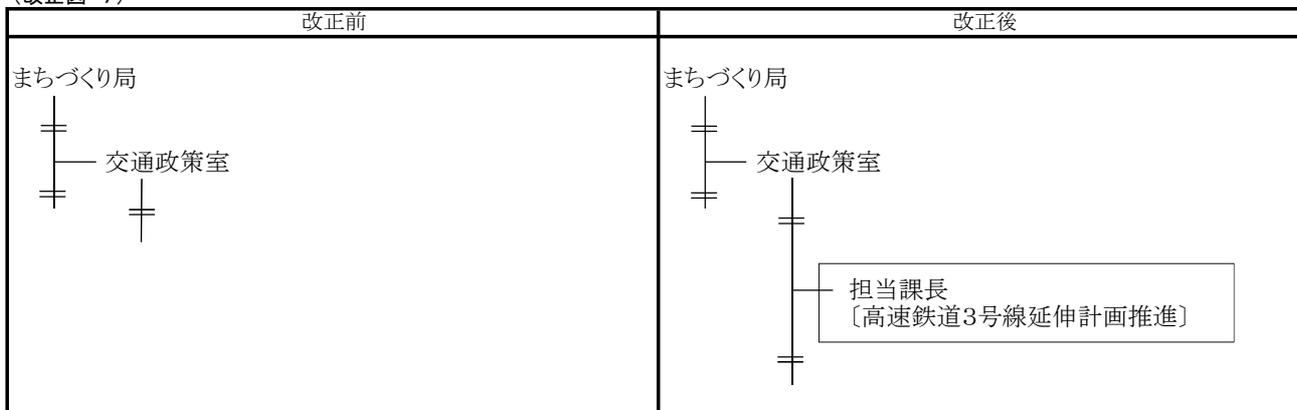


平成31年度の主な組織改正図

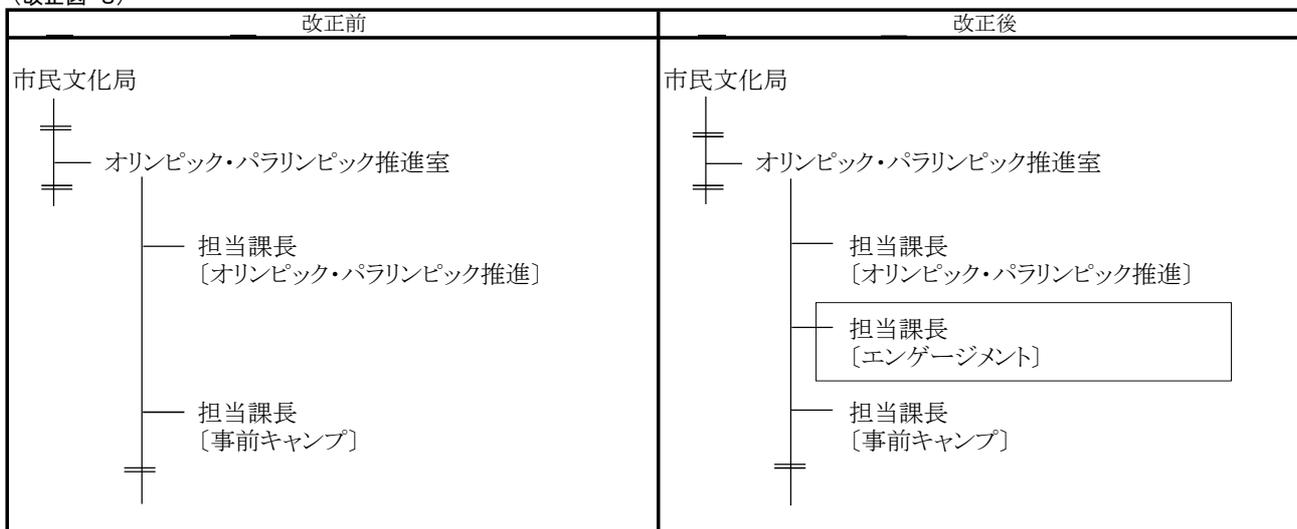
(改正図 6)



(改正図 7)

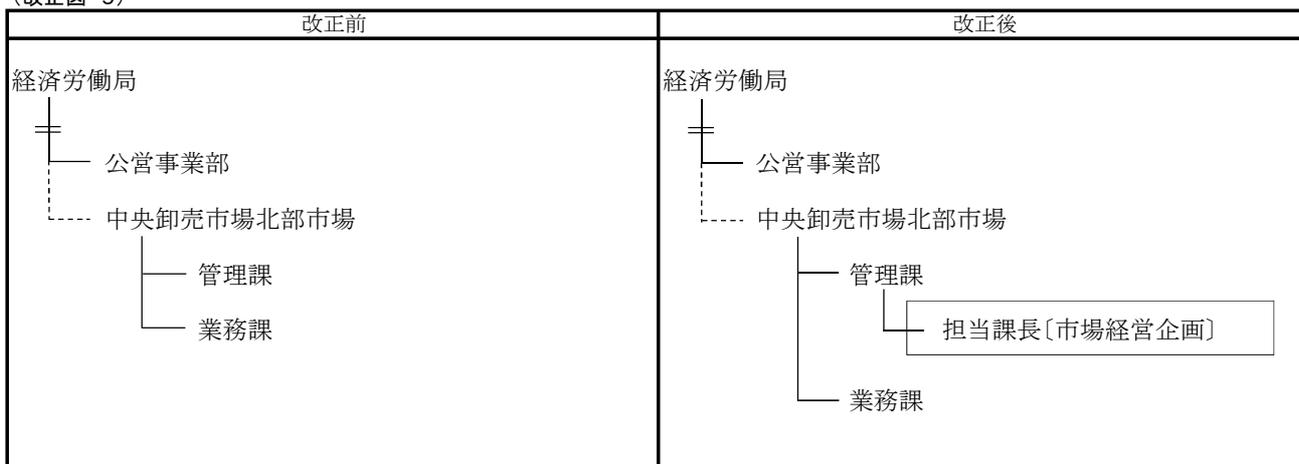


(改正図 8)

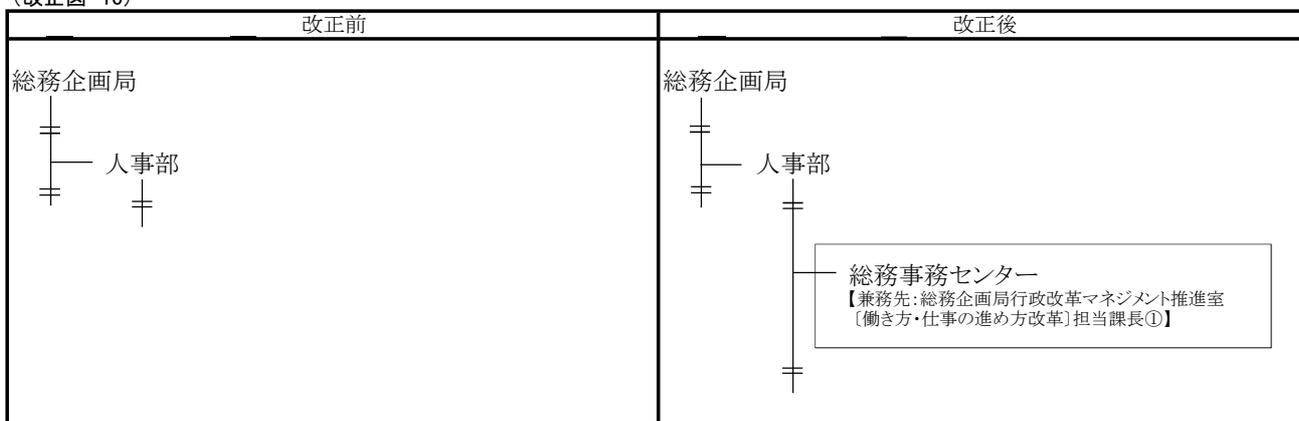


平成31年度の主な組織改正図

(改正図 9)



(改正図 10)



(改正図 11)

